

別表

1 魅力ある地域づくり事業 イ 魅力ある地域づくり事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 市町村、複数市町村、複数市町村による団体、一部事務組合、その他知事が適当であると認める団体 |
| 補助対象経費 | 補助事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。）、用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く。）、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不適当と認める経費 |
| 補助率 | 1/2 以内（前年度における普通交付税不交付団体は 1/3 以内） なお、下記のいずれかの要件を満たし、知事が特別に認める場合は 2/3 以内（前年度における普通交付税不交付団体は 1/2 以内） <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な事業 ・他の市町村の参考となる事業 ・他の市町村との広域連携による事業 ・民間企業等との官民連携による事業 |
| 補助期間 | ① 1年度以内 ② 特に計画性が認められる事業は2年度以内 ③ 地域の未来を考える政策プロジェクト会議での議論に基づく事業で、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載される事業を複数年度で実施する場合は3年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 ①・②：2,500万円 ③：1,000万円 下限額 市：80万円 町村：40万円 ※②の上限額は補助期間を通じた限度額（2年間合計で2,500万円）、③の上限額は単年度の限度額 ※下限額は単年度の限度額 |

1 魅力ある地域づくり事業 ロ 県重点政策連動事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 市町村 |
| 補助対象経費 | 補助事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費 ① 埼玉版 SDGs 推進事業 ② 高齢者の健康と活躍・少子化対策に関する事業 ③ 共生社会の実現に関する事業 ④ 水辺 de ベンチャーチャレンジ等に関する事業 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。）、用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く。）、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不適当と認める経費 |
| 補助率 | ソフト事業：2/3 以内（前年度における普通交付税不交付団体は1/2 以内） ハード事業：1/2 以内（前年度における普通交付税不交付団体は1/3 以内） |
| 補助期間 | 3年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 ①：1,000万円 ②・③：2,500万円 ④：5,000万円 下限額 市：80万円 町村：40万円 ※上限額・下限額とも単年度の限度額 |

2 市町村と地域団体との協働事業 イ コミュニティ活動の拠点施設整備事業

| | |
|---------|---|
| 補助事業者 | 地域団体のコミュニティ活動の拠点施設の整備に対して補助金を交付する市町村 |
| 補助対象経費 | 地域団体のコミュニティ活動の拠点施設の整備に対して市町村が交付する補助金に要する経費 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が100万円以上のものを除く。）、用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く。）、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不適当と認める経費 |
| 補助率 | 1/2 以内（前年度における普通交付税不交付団体は1/3 以内） |
| 補助期間 | 1年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 500万円 下限額 市：80万円 町村：40万円 |

2 市町村と地域団体との協働事業 ロ レジリエント機能強化支援事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 地域におけるレジリエントの強化に取り組む地域団体へ補助金を交付する市町村 |
| 補助対象経費 | 自治会等の地域団体による地域におけるレジリエント機能の強化に資する事業に対して市町村が交付する補助金に要する経費 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（災害時の使用を目的とした備品で地域団体が管理できるものを補助対象とする。）、用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く。）、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不相当と認める経費、ハード事業に係る経費 |
| 補助率 | 1/2 以内（前年度における普通交付税不交付団体は 1/3 以内） |
| 補助期間 | 1 年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 100 万円 下限額 なし |

3 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 複数市町村、複数市町村による団体、一部事務組合等 |
| 補助対象経費 | 補助事業に要する経費のうち、市町村の負担額に相当する経費 なお、補助事業者が政令指定都市に含まれるときは、補助対象経費は当該政令指定都市の負担分を除く。 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数 5 年以上の備品であって、1 品当たりの取得価額が 100 万円以上のものを除く。）、用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く。）、施設等の解体撤去費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不相当と認める経費 |
| 補助率 | 1/2 以内 |
| 補助期間 | 補助事業実施期間として知事が認めた期間 |
| 補助限度額 | 上限額 5,000 万円 下限額 町村を含まない連携：80 万円 町村を含む連携：40 万円 ※上限額は補助期間を通じた限度額 ※下限額は単年度の限度額 |

4 住むなら埼玉移住促進事業 イ お試し住宅の整備等に関する事業

| | |
|---------|---|
| 補助事業者 | 市町村、複数市町村、複数市町村による団体 |
| 補助対象経費 | 移住促進のために行う ① お試し居住用住宅の整備に要する経費 ② ①と組み合わせて実施する移住促進イベント、移住体験ツアー等に要する経費 ＜例＞ 設計費（基本設計に係る費用を除く。）、新設・改修工事費、建物取得費、賃貸借契約料、工事監理費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料、補助金・負担金 等 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。）、用地取得費、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不相当と認める経費 |
| 補助率 | 2/3 以内（前年度における財政力指数（前年度を含む過去3か年の平均）が町村の単純平均以下の市町村は3/4 以内） |
| 補助期間 | 3年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 1,500 万円 下限額 市：80 万円 町村：40 万円（「複数市町村」に町村を含む場合下限額は40 万円、含まない場合は80 万円） ※上限額・下限額とも単年度の限度額 |

4 住むなら埼玉移住促進事業 ロ お試し就業・お試し就農施設の整備等に関する事業

| | |
|---------|---|
| 補助事業者 | 市町村、複数市町村、複数市町村による団体 |
| 補助対象経費 | 移住促進のために行う ① 個人又は団体に貸し出すことを目的とした店舗、工房、農園等のお試し就業・就農用施設の整備に要する経費 ② ①と組み合わせて実施する移住促進イベント、移住体験ツアー等に要する経費 ＜例＞ 設計費（基本設計に係る費用を除く。）、新設・改修工事費、建物取得費、賃貸借契約料、工事監理費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料、補助金、負担金 等 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。）、用地取得費、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不相当と認める経費 |
| 補助率 | 2/3 以内（前年度における財政力指数（前年度を含む過去3か年の平均）が町村の単純平均以下の市町村は3/4 以内） |
| 補助期間 | 3年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 1,500 万円 下限額 市：80 万円 町村：40 万円（「複数市町村」に町村を含む場合下限額は40 万円、含まない場合は80 万円） ※上限額・下限額とも単年度の限度額 |

4 住むなら埼玉移住促進事業 ハ 移住サポート拠点の整備等に関する事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 市町村、複数市町村、複数市町村による団体 |
| 補助対象経費 | 移住促進のために行う ① 移住希望者の相談対応や移住後のフォローアップ等に取り組む移住サポート拠点の施設整備又は体制整備に要する経費 ② ①と組み合わせて実施する移住促進イベント、移住体験ツアー等に要する経費 <例> 移住サポート拠点専従職員の人件費・旅費、設計費（基本設計に係る費用を除く。）、新設・改修工事費、建物取得費、賃貸借契約料、工事監理費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料、補助金・負担金 等 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償及び移住サポート拠点専従職員に係る経費を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。）、用地取得費、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不相当と認める経費 |
| 補助率 | 2/3 以内（前年度における財政力指数（前年度を含む過去3か年の平均）が町村の単純平均以下の市町村は3/4 以内） |
| 補助期間 | 3年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 1,500万円 下限額 市：80万円 町村：40万円（「複数市町村」に町村を含む場合下限額は40万円、含まない場合は80万円） ※上限額・下限額とも単年度の限度額 |

4 住むなら埼玉移住促進事業 二 埼玉版地域おこし協力隊に関する事業

| | |
|---------|---|
| 補助事業者 | <p>人口減少率3%以上(※)の市町村(地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号)の財政措置の対象となる市町村を除く。)</p> <p>※ 国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の市町村人口及び同令によって調査した令和2年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が3%以上</p> |
| 補助対象経費 | <p>埼玉版地域おこし協力隊(地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号)に準じ補助事業者が実施する事業)に要する経費</p> <p>ただし、隊員は他都道府県(国が地域おこし協力隊の地域要件確認表で定めた政令指定都市以外の条件不利地域を除く。)から住民票を移動させた者に限る。</p> <p>①隊員の人件費 ②隊員の活動経費 ③隊員の募集に関する経費 ④隊員の日々のサポートに要する経費</p> <p><例></p> <p>① 隊員の人件費</p> <p>② 隊員の旅費、住居・活動車両の借上費、作業道具・消耗品等に要する経費、関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会に関する経費、隊員の研修に関する経費、定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費</p> <p>③ 都市部における募集・PR経費、現地説明会に要する経費、2泊3日以上地域活動体験プログラムを実施する経費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に関する委託費</p> <p>④ 現役隊員の活動や生活に関する日々の相談業務、地域住民とのつながりづくり、研修会の企画・運営など、隊員経験者や隊員を支援する団体等に委託する経費等</p> <p>①は1人当たり350万円、②は200万円を上限とし、市町村当たり2名分を上限とする。</p> <p>③は市町村当たり150万円(うち、2泊3日以上地域活動体験プログラムは50万円を上限)を上限とする。</p> <p>④は市町村当たり100万円を上限とする。</p> |
| 補助対象外経費 | <p>公租公課費、報償費(講師等の謝金を除く。)、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費(リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。)、用地取得費、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長(所管が事務所長の場合は事務所長)が不適当と認める経費</p> |
| 補助率 | <p>2/3以内(前年度における財政力指数(前年度を含む過去3か年の平均)が町村の単純平均以下の市町村は3/4以内)</p> |
| 補助期間 | <p>3年度以内</p> |
| 補助限度額 | <p>上限額 900万円(前年度における財政力指数が町村の単純平均以下の市町村は1,012万円)</p> <p>下限額 市:80万円 町村:40万円</p> <p>※上限額・下限額とも単年度の限度額</p> |

4 住むなら埼玉移住促進事業 ホ 埼玉版地域おこし協力隊インターンに関する事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 人口減少率3%以上(※)の市町村(地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号)の財政措置の対象となる市町村を除く。) ※ 国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の市町村人口及び同令によって調査した令和2年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が3%以上 |
| 補助対象経費 | 埼玉版地域おこし協力隊の導入段階として短期間で副業的に地域活動に従事する者に要する経費 ただし、他都道府県(国が地域おこし協力隊の地域要件確認表で定めた政令指定都市以外の条件不利地域を除く。)に居住する者に限る。 ①隊員の人件費・活動経費 ②隊員の募集に関する経費 <例> ① 隊員の人件費、隊員の旅費、作業道具・消耗品等に要する経費、関係者間の調整・住民や関係者との意見交換会・活動報告会に関する経費、隊員の研修に関する経費、定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費 ② 都市部における募集・PR経費、現地説明会に要する経費、2泊3日以上地域活動体験プログラムを実施する経費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に関する委託費 ①は1人・1日当たり1.2万円を上限とする。なお、1年度当たり2人までとし、合計で30日分を上限とする。 ②は市町村当たり150万円(うち、2泊3日以上地域活動体験プログラムは50万円を上限)を上限とする。ただし、同年度に埼玉版地域おこし協力隊事業を行う場合は、合わせて150万円を上限とする。 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費(講師等の謝金を除く。)、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費(リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。)、用地取得費、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長(所管が事務所長の場合は事務所長)が不相当と認める経費 |
| 補助率 | 2/3以内(前年度における財政力指数(前年度を含む過去3か年の平均)が町村の単純平均以下の市町村は3/4以内) |
| 補助期間 | 1年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 124万円(前年度における財政力指数が町村の単純平均以下の市町村は139万円) 下限額 なし |

4 住むなら埼玉移住促進事業 へ サテライトオフィス等の整備等に関する事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 市町村、複数市町村、複数市町村による団体 |
| 補助対象経費 | 地域振興の担い手の確保及び地域における就業のために行う ① サテライトオフィス・コワーキングスペースの整備に要する経費 ② サテライトオフィス・コワーキングスペースの整備を契機とした関係人口創出のための地元住民とのイベント等に要する経費 ＜例＞設計費（基本設計に係る費用を除く。）、新設・改修工事費、建物取得費、賃貸借契約料、工事監理費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料 等 |
| 補助対象外経費 | 公租公課費、報償費（講師等の謝金を除く。）、旅費（講師等の費用弁償を除く。）、食糧費、交際費、金銭の給付と同視されるもの、経常的な維持管理等に係る経費、備品購入費（リースによる対応が困難かつ耐用年数5年以上の備品であって、1品当たりの取得価額が20万円以上のものを除く。）、用地取得費（環境保全のための計画的な緑地取得事業等を除く。）、施設等の解体撤去費用、基本設計に係る費用、その他、地域振興センター所長（所管が事務所長の場合は事務所長）が不適当と認める経費 |
| 補助率 | 2/3 以内（前年度における財政力指数（前年度を含む過去3か年の平均）が町村の単純平均以下の市町村は3/4 以内） |
| 補助期間 | 3年度以内 |
| 補助限度額 | 上限額 ①：5,000万円 ②：140万円 下限額 市：80万円 町村：40万円 ※上限額・下限額とも単年度の限度額 |

5 市町村緊急支援事業

| | |
|---------|--|
| 補助事業者 | 市町村、一部事務組合 |
| 補助対象経費 | 補助事業に要する経費から制度上充てられる地方債等の特定財源を控除して得た補助事業者の一般財源に係る経費 |
| 補助対象外経費 | 用地取得費（取得のための測量委託費及び物件移転等補償費を含む。）、事務的経費のほか、類似の補助事業の補助対象外経費を参考とする。 |
| 補助率 | 国の災害復旧事業（補助）の基本補助率2/3を参考とする。 |
| 補助期間 | 1年度以内 |
| 補助限度額 | 補助対象経費の範囲内で補助事業の目的、規模、補助事業者の財政力その他の事情を勘案して知事が定める額 |